

2006年1月26日

金融庁監督局総務課バーゼルⅡ推進室 御中

新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見

ISDA 東京事務所

先般は ISDA 東京事務所よりお送りした「新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見」に対して、詳細なるご回答を明示していただき、誠にありがとうございました。また、継続検討事項とされていた「トレーディング業務に対するバーゼルⅡの適用及びダブル・デフォルト効果の取扱い」を含めた再検討をいただき、さらなる意見具申の機会を戴き感謝しております。以下の通り、ISDAメンバーの意見を申し述べさせていただきますので、ご検討いただけましたら幸甚に存じます。

□ 適格格付機関(第一条の十三)

適格格付機関の定義について早急な明確化をお願いいたします。

□ 派生商品取引のEAD(もしくは与信相当額)を算出ための期待エクスポージャー方式について(第七十九条、第七十九条の四、及び第百五十七条第五項)

当該方式について、できるだけ早期に具体的要件をご提示いただき、パブリックコメントに附す、もしくは業界との対話を開始していただくようお願いいたします。

□ 保証及びクレジット・デリバティブの計算方法(第二百二十四条)

債券が格付けを有する場合、あるいは元本が保証人により保証されている債券が格付けを有する場合(金利、為替、クレジット、株価、ファンドのパフォーマンス、経済指標、物価指数あるいはこれらに類するものにクーポンなどのパフォーマンスが連動する債券を含む)、債券の発行体または保証人の格付けに応じたりスク・ウェイトを適用可能なことを確認させていただきたいと存じます。

□ 担保付派生商品取引に関する計算方法(第七十九条の二第2項、及び第百十三条第1項)

再構築コストの考え方について、「零を下回らない」と定義されていますが、負の再構築コストについてもアドオン及び差入担保との相殺について可能となるよう、本記述の削除を要望いたします。ISDAの担保契約(CSA)に基づく担保付派生商品取引は、受信額(負の再構築コスト)と差入担保の相殺を期待して成り立っている取引であり、担保契約の法的有効性を前提に両者の相殺が認められるとされています。この考え方と、算出時点の負の再構築コストとの相殺を認めないということは、そもそもCSA取引を行っている前提に反するものであり、内部の信用リスク管理と規制上の信用リスク計算との間に矛盾が生じることとなります。したがって、カレント・エクスポージャー方式においてもアドオンと差入担保の相殺を認めるべきと考えます。また、他国での検討状況についてもヒアリングしたところ、ドイツの連邦金融監督庁(BaFin)では負の再構築コストと差入担保との相殺を可能としており、国際レベルでの不整合を無くすためにも再検討いただけますようお願いいたします。

□ 担保付派生商品取引に関する掛目の計算について(第七十九条の二第3項、及び第百十三条第1項)

派生商品取引のアドオン掛目の計算に関して、担保付取引の場合は残存期間に加えて、実質的な残存期間に関する規定を追加すべきと考えます。本論点につきましては、現行規制との関連で別途ご意見させていただいている点ですが、再度意見交換の場を頂くことを要望いたします。

□ 個別リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準のうち、デフォルト・リスクの計測にかかる要件について(第二百七十七条第1項第二号ホ)

トレーディング勘定はバンキング勘定と比較して短時間の間にポートフォリオが大きく変化しやすく、個別ポジションの信用情報も基本的に公開情報に限られています。一方で、デフォルト・リスクの計測に関しては第七章の内部格付手法の要件に沿った内部格付を迅速に行うことがリスク管理上で求められていますが、その要件の中には、トレーディング勘定にそのまま適用するには内部リスク管理実務上、および費用便益の観点上、適切ではないと思われる要件がいくつか含まれております。前述のバンキング勘定との性質的な違いを踏まえ、内部格付付与、リスクパラメーター値の付与に関する一連の手続きについて実務に応じた柔軟な対応を認めることを要望いたします。具体的には、以下の三点につきご検討をお願いしたいと存じます。

- ・ ホ(1)の「計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整うえ」について、リスク管理上の要請を踏まえつつ、トレーディング勘定のポートフォリオに関するポジション解消期間に応じた信用 VaR の観測期間の設定に柔軟性を持たせる、といった対応が考えられますが、具体的には個別リスクの承認プロセスの中で柔軟な対応がとられるという理解でよろしいでしょうか。
- ・ 続く「第七章に規定する基準を適切に充足していること」について、PD、LGD、EAD、および相関の各パラメーター設定については、第七章の内部格付手法の要件と同等の仕様を満たすが計測値そのものについては銀行勘定とは独立したものを利用できるとの理解でよろしいでしょうか。
- ・ 同じく「第七章に規定する基準を適切に充足していること」について、リスク管理上の要請を踏まえつつ、内部格付付与ならびにリスクパラメーター付与のプロセスにおいて、バンキング勘定のプロセスとは異なる、外部格付やマーケット・スプレッド等の情報を主に利用したプロセスに基づく計測を行うことを認めていただくようお願いいたします。例えば、外部格付(適切な外部格付がない場合は財務データもしくは業種特性等を鑑みた上で推定される格付)とマーケット・スプレッドから直接 PD、LGD を算出する方法などが考えられます。

なお、ISDA は、バーゼル委の Accord Implementation Group (AIG) の Strand 3 サブグループに対する業界団体 (ISDA/IIF/LIBA) 共同意見書の中で(別添資料)、トレーディング勘定に含まれるエクスポージャーの信用リスクの内部格付を賦与する際の規制当局のバンキング勘定とは独立した柔軟な対応を求めています。国際的な銀行監督の整合性の観点から、国内のみならず海外の議論の動向も踏まえたご検討をお願いいたします。

以上